

多賀城市庁舎整備基本計画（案） パブリックコメントの結果

○実施期間

平成30年2月26日～3月7日（10日間）

○実施結果

- ・意見提案者数 3名
- ・意見累計件数 18件

多賀城市庁舎整備基本計画（案）に対するパブリックコメント実施結果について

3名の方からいただいたご意見の要旨とそれに対する回答は次のとおりです。

項目		寄せられたご意見の要旨	ご意見に対する市の考え方
1	第1章	関連計画の整理	「市民サービス」と「防災機能」の2点に絞った庁舎の整備の35年度完了を期待する。
2	第2章	庁舎整備の必要性及び検討経緯	庁舎整備検討経緯で、説明に対する市議会の見解を明記すべき。
3			執務室は、職員の顔が見えるオープンオフィス方式を採用されたい。（市民対応の力キ）。
4			議会フロアは多目的利用方式の採用に配慮されたい。
5			現玄関を東庁舎に移動し、宮城県庁のようにエントランスホール内で特産品紹介、飲食の場、集会の場等、の設置を望む。
6			市役所機能を含め、学院工学部跡地の利活用を検討すべき。
7			市民サービス向上のため、ワンストップサービス又はワンフロアサービスが必要。
8	第3章	庁舎整備の基本方針と求められる機能	まちの拠点施設として、学びの場、語らいの場、お付き合いの場、癒しの場、イベントの場、災害時一時避難の場を兼ね備えた機能を有する市民の誇れる威容の公共施設でありたい。
9			危機管理対策室の設置を望む。警察の通信指令センターを参考にし、ひな壇上の議場を危機管理室として利用できるようにすれば、新たな空間は不要。
10			市民サービス向上を図るための動線を考慮した執務スペースを配置し、通路床には案内表示や執務室毎に識別用に色別を導入する。

多賀城市庁舎整備基本計画（案）に対するパブリックコメント実施結果について

	項目	寄せられたご意見の要旨	ご意見に対する市の考え方	
11	第4章	整備計画	第1案と第3案の折衷型が望ましい。西庁舎と東庁舎・北庁舎合体による構成は威風堂々の誇れる庁舎になる。	全ての案において一長一短がありますが、第3案（3棟構成）は、ほぼ全ての前提条件を満たすことが可能であることから、第3案を軸に機能性・合理性・経済性について基本設計段階でより詳細に検討していきます。
12			議員定数の上限30名の根拠が不明。将来的な市町村合併を念頭に置くのであれば理解できる。	議員定数は、将来的な定数の変動に対応する必要があると考えております。
13			機密を要する会議室以外は全職員の個室は基本的に作らないパーティション方式とする。	効率的で使いやすい執務環境を充実させるため、基本設計において、より詳細に検討していきます。
14	第5章	事業計画	北庁舎予定地の現緑地帯（樹林帯）の縮小整理、震災の教訓史建立、老人憩の家跡地の庭園木保存、史都中央通線の石畳整備等が望まれる。	北庁舎予定地の樹木につきましては、低木等は可能な限り移植、高木は伐採し、北庁舎整備後に景観に配慮して新たな樹木を植栽します。 また、史都中央通線の整備につきましては、可能な限り現状の樹木等の保存を前提とした計画としております。
15			将来に向かって一つぐらいは他市に自慢できる最先端機能の庁舎を実現するには、従来方式ではなく、「DBO方式」を導入すべき。	具体的な設計段階で環境やランニングコスト等を踏まえた最新の機能導入について検討していきます。
16			身の丈に合った庁舎として、機能性を重視した整備とすべきである。	具体的な設計段階で環境やランニングコスト等を踏まえた最新の機能導入について検討し、実用性の高い庁舎を目指します。
17			40.8億円はかかりすぎ。北庁舎は建築を中止し、東庁舎の耐震補強工事のみで良い。	第4章整備計画「2 プランの検討の（2）プランの作成②」で記載したとおり、法定耐用年数に対する残存年数が3年の耐震改修による補強工事を行っても構造体の延命にはならないため、改築することとしております。
18	その他	意見聴取	パブリックコメントの期間が短かすぎる。	本市では、期間設定については、妥当であったと考えております。